助成金募集実施要綱

公益社団法人京都府少年補導協会

（目的及び事業）

第１条　公益社団法人京都府少年補導協会（以下「協会」という。）は、公益社団法人京都府少年補導協会定款（以下「定款」という。）第３条及び第４条の規定により、少年の非行防止と健全育成を図ることを目的として、少年補導活動等を行う団体に対する助成を行う。

（助成対象）

第２条　助成対象は、少年補導活動等の関係事業活動を行い、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 京都府内で活動している民間のボランティア団体（個人は除く。）であること。

(2) 少年の非行防止、補導活動等を行い、原則として３年以上の活動実績を有すること。

(3) その他、協会が助成するにふさわしい継続的かつ組織的な活動団体で、社会的貢献の実績があること。

（助成期間）

第３条　助成対象の事業は、単年度事業とする。

（助成の金額）

第４条　助成の年間総額は、毎事業年度（定款第38条に規定する事業年度をいう。以下同じ。）の事業計画及び収支予算をもって決定し、当該年度の総額は、募集要項でその都度示すこととする。

（対象団体及び金額の決定方法）

第５条　助成対象団体及び助成金額の決定は、別に定める助成金交付選考委員会において厳正な審査・選考の上決定する。

（助成募集の時期及び方法）

第６条　助成募集の要領は、毎事業年度の開始後遅滞なく、協会のホームページ等において周知を図るものとする。

（助成申込の方法）

第７条　助成申込は、助成金交付申込書（別記様式第１号）に必要事項を記入すると共に関係資料を添付し、協会の事務局宛に郵送等で提出するものとする。

なお、助成金交付申込後、対象事業の内容を変更しようとする場合は、助成金交付申込変更届（別記様式第２号）を提出するものとする。

（助成の決定通知）

第８条　助成の決定通知は、助成金決定通知書（別記様式第３号）をもって通知すると共に、協会ホームページ等に掲載し発表するものとする。

（活動報告書の提出）

第９条　助成金の交付を受けた団体は、助成事業の完了後３か月以内に、活動報告書（別記様式第４号）を提出しなければならない。

なお、領収書又は受領書の写しが添付されていないものなど、適正な報告がなされていないと思慮される場合は、助成金の返還を要求する場合がある。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月28日から施行する。

別記

様式第１号

令和　　年　　月　　日

公益社団法人京都府少年補導協会

会　長　　殿

所在地

団体名

代表者　　印

助　成　金　交　付　申　込　書

下記の事業を行いたいので、助成申込をいたします。

記

１　事業名

２　事業費総額

３　助成金交付要望額

４　助成金を必要とする理由

５　事業内容（事業の目的、内容、事業の収支予算等）

６　連絡先（担当責任者の所属、氏名及び電話番号）

７　添付書類

(1) 定款、規約、会則等

(2) 役員名簿及び会員数等

(3) 業務概要

(4) 収支計算書等

様式第２号

令和　　年　　月　　日

公益社団法人京都府少年補導協会
会　長　　殿

所在地

団体名

代表者　　印

助　成　金　交　付　申　込　変　更　届

令和　　年　　月　　日付で助成金交付申込を行いましたが、下記のとおり変更をお願い致します。

記

１　事業名
２　事業費総額
３　助成金交付要望額
４　変更内容
５　変更が必要となった理由
６　連絡先（担当責任者の所属、氏名及び電話番号）

様式第３号

令和　　年　　月　　日

所在地

団体名

代表者

公益社団法人京都府少年補導協会

会　長　　印

助　成　金　決　定　通　知　書

令和　　年　　月　　日付で助成金交付申込のあった事業について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

助成金交付額

金　　円

注１　助成金の贈呈要領については、別途連絡します。

注２　助成事業が完了したときは、活動報告書（別記様式第４号）により、３か月以内に報告して下さい。

様式第４号

令和　　年　　月　　日

公益社団法人京都府少年補導協会
会　長　　殿

所在地

団体名

代表者　　印

活　動　報　告　書

令和　　年　　月　　日付で助成金交付決定通知のあった下記の助成事業について、令和　　年　　月　　日に完了したので報告いたします。

記

１　事業名

２　助成金額

３　事業実施総額

４　事業内容及びその効果

５　その他

(1) 活動内容等の写真、領収書の写しなど、事業内容が分かる資料を添付して下さい。

(2) 返納金額が生じた場合は、その金額及び理由等を必ず付記して下さい。